

韓国の私教育に関する検証

(韓国経済システム研究シリーズ No.18)

大東文化大学
高安 雄一

2011年6月

環日本海経済研究所
(ERINA)

韓国の私教育に関する検証

大東文化大学 経済学部 高安雄一

第1節 問題設定

韓国の教育における重要な特徴として挙げられるものの一つが私教育である。国立国語院の標準国語大辞典では「私立学校のように法人や個人の財源によって維持されて運営される教育」と定義されている。しかし韓国で一般的に認識されている私教育は、日本の文部科学省による学校外活動と同様の概念であり、補助学習や習い事などである。そして統計庁が行っている「私教育費調査」では、子女の一般教科、論述、芸術、体育、趣味、教養に関する塾、家庭教師、通信講座などへの出費を私教育費として捉えている。なお「私教育費調査」の対象は小中高校生であるが、日本で学校外活動費を把握するための「子どもの学習費調査」の対象は幼稚園生から高校生までである。本稿では私教育について扱うが、その際には私教育を、小学生から高校生までが行う「私教育費調査」でその費用を把握する学校外活動と定義する。

韓国では私教育は長きにわたり問題とされてきたが、その最大の要因は子どもを持つ世帯に経済的負担を与えることであり、この解消のため政府は対策を講じてきた。最もドラスティックな対策として知られるものは、1981年に開始された課外教育に対する規制であるが、現在においても私教育費を減少させるための対策がなされている。2009年に公表された「私教育費軽減対策」では、景気後退による所得減少にも拘わらず私教育費支出が維持あるいは増加しているため、世帯は経済的に苦しい状況に陥っているとして、入試制度の先進化、塾運営の透明性向上、学校の多様化、正規授業の充実、教員等の責務強化を柱とした政策を打ち出している。しかしながら私教育費は2001年の10兆7千億ウォンから2009年には21兆6千億ウォンに倍増し、2010年も20兆8千億ウォンと依然として高水準で推移している¹。

私教育が過熱して費用が増加した要因として高校平準化を挙げることができる。Kim and Lee(2001)は、高校平準化の対象外地域の生徒は、対象地域の生徒と比べて、塾など補習教育に支出していないことを実証的に明らかにした。また Kim ほか(2007)は、選別制は混合制を上回る成績改善効果がある、混合性は選別制より成績分布を圧縮するとして、両制度にはトレード・オフの関係があるとしている。ただし成績が上位の生徒にとっては選別制は成績改善効果がある上に、成績分布の上方に移動できることから選別制が望ましいこととなる²。つまり高校平準化の下では、成績が上位の生徒は学校教育とは別に私教育を受けることにより成績改善を図れる。一方でユンジョンヒョク(2003)は、平準化政策対象地域と対象地域外にかかわらず高校教育に問題があるため、私教育に頼らざるを得ないと結論づけており、高校平準化が問題ではなく、学校教育全体の質の低下が私教育への需要が高まった理由であると主張している。つまり以上の研究からは、高校平準化によって私

教育が過熱したか否かは判断できないが、学校教育の質が低いと私教育に頼らざるを得ないことは間違いないと言え、学校の質が低下すると、塾における勉強の需要が著しく増加することを実証分析で明らかにした Kim (2007) の研究と合わせると、学校教育の質が低いことで私教育の需要が高まっていると言える。

では私教育は大学入試に影響するのであろうか。キムジョンジャ (2001) は、人文社会系の大学生にアンケート調査を行い、大半の学生が私教育を受けた経験を持っているとした上で、総じて私教育が役に立ったと感じており、教育課程が上級になるほどその傾向が強いとした。またキムミラン (2005) は、2004年に全国の中学生、一般系高校生、実業系高校生に対して行われた「韓国教育雇用パネル」のデータを利用して分析し、私教育を受けた時間や大都市に居住することが学業成就度を高めるとした。さらに Kang(2003)も「韓国教育雇用パネル」のデータを利用し、私教育費が10%高まると、成績が0.95~0.98%ポイント高まることを明らかにした。一方でパクサンジンほか (2005) は、私教育が学習成就度に与える影響を「韓国教育雇用パネル」のデータを利用して分析し、韓国では私教育は学習成就度に大きな影響を与えていないことを明らかにした。そして父母の不安心理や私教育市場の歪曲された情報により私教育が必要されているとした。またチェヒョンジェ (2007) も、「韓国雇用パネル調査」の第3次から第8次までのデータ (2000~2005年) を利用して、私教育が大学進学に寄与するか考察し、大学進学には寄与しないとの結論を導出した。以上のように私教育が大学進学や成績に寄与するか否かは意見が分かれている。ただし私教育が大学進学に寄与する可能性は否定されておらず、学校教育の質低下により私教育への依存度が高まり、より私教育にアクセスできる生徒が大学入試に有利となるシナリオが描きうる。

なお韓国の大学には厳然たる序列がある。そして韓国では卒業した大学の序列は個人の能力の証明する役割、つまりシグナルとしての役割を持っていることを挙げることができる。学歴がシグナルになるとの考え方は、スペイン教授が1973年に発表したシグナリング理論に基づく。この理論によれば、学歴は個人が持つ能力を社会に伝達する方法、つまりシグナルとしての役割を果たしており、人々はこのシグナルを得るためコストをかけて学歴を得る。もちろん学歴がシグナルにならなければ、人々はコストをかけてまで学歴を得ようとしませんが、韓国では学歴は個人の能力を示す強力なシグナルになっていると考えられる。有田 (2006) は、学歴と職業機会との結びつきが強固であるとしており、その理由として企業は個人の学歴を一般的、潜在的能力の代理指標として捉えていることを指摘している。そして学歴が個人の知的能力の代理指標として信頼を得ている背景には、韓国の選抜システムが、大学進学集中型、国家管理型、一元的選抜という性格を有していることがあるとしている。そして高い序列の大学に入学すれば、大企業、ホワイトカラーとしての職業に就くことが有利となり、経済的また社会的なメリットを得る可能性が高まる。これは大企業は中小企業より賃金水準が高いこと、また韓国社会ではホワイトカラー職の地位達成が望まれる中、「より良い学歴を取得すること」が地位達成を果たしていくための独

占的な方法になっていることによる³。つまり私教育を十分に受けることができれば、より序列の高い大学に入学でき、ひいては経済的、社会的な成功につながる可能性が高いと考えることができる。

そしてこれは私教育を通じて世代を超えて社会階層や格差が固定化され得ることを示唆している。小塩（2002）は、Becker-Tomes モデルに基づく議論に追加的に考慮する余地として、賦存能力が親子間で受け継がれるだけでなく、所得水準の影響を受けるようにモデルを修正すると、所得格差の維持・拡大について理論的に説明することができるとした上で、所得水準が低ければ子どもは「貧困の罠」から抜け出ることができないと説明している。また小塩（2003）は、教育投資が個人ベースの格差拡大をもたらすことは至極当然として、教育が「親による投資」としての機能を強く持っているため、格差拡大のメカニズムは世代をまたがる性格を持つと指摘している。これを韓国に当てはめるならば、韓国では学校教育の水準が低いため、より序列の高い大学に入学し、将来的に高所得を得るためには私教育を受けることが必要であるが、十分な私教育を受けるためには親が高所得である必要があり、それゆえ所得格差が世代をまたがるということが出来る。

十分な私教育を受けるためには親の所得が重要であることは疑う余地がない。しかし私教育を受ける機会がソウル市等大都市に集中しているとも言え、居住地域も影響する可能性がある。さらに儒教の影響が色濃く残る韓国では私教育について男女差があるかもしれない。そこで本稿では韓国における一人当たりの私教育費がどのような要因により決定されているのか定量的に把握することを試みる。本稿では私教育費がどのような要因で決定されるのかとの分析に先立って、第 2 節で韓国の私教育対策がどのような歴史をたどってきたか整理し、第 3 節で私教育費がどの程度家計を圧迫しているか明らかにする。そして第 4 節では本稿の主要な関心事項である私教育費がどのような要因で決定されるのかについて明らかにし、最後に第 5 節で本稿としての結論を述べる。

第 2 節 私教育対策の歴史

私教育対策として最もドラスティックなものは私教育に対する直接的な規制である。私教育については、韓国開発研究院（1981）が、教育は「百年の大計」と位置づけられるほど重要であるにも拘わらず「過熱課外⁴」が教育に悪影響を与えているとしている。そして生徒には精神的、身体的な負担を強い、家庭には経済的負担を強いるとともに、家庭間の所得格差を露呈し貧富意識を植え付けたなど、過熱する私教育に対する問題点を指摘した。そこで 1980 年のいわゆる 7.30 教育改革措置により、私教育に対する法的な規制が講じられることとなった。そしてこれは 1981 年の「私設講習所法」の改正により具体化された。この改正案の提出趣旨の一つに、「課外教習規制の法的根拠を用意して学校教育の正常化を期する」があり、第 9 条に第 2 項が加えられた。なお第 9 条第 2 項では、「①技術・芸術・体育または大統領令が定める科目に含まれる知識の教習を除外して課外学習を行うことはできない。ただし私設講習所（中略―筆者―）で、高校・大学またこれに準ずる学校の入

学やこの資格検定を目的に学習する学生外受験準備生（以下「学生外受験準備生」とする）に課外学習を行う場合はこの限りではない。②第 1 項における「課外教習」とは、国民学校、中学校、高等学校またはこれに準ずる学校の学生や学生外の受験準備生に知識・技能・芸能または体育を教習する行為で以下の各号の 1 つに概要しない行為である。1.（略一筆者一）、2. 同一戸籍内の親族が行う教習行為、3.（略一筆者一）」と定められている。なお大統領令が定める科目に含まれる知識の教習は規制から除外されるが、大統領が定める科目は「教育課程で定められた科目を除く科目」とされたため、結局は教育課程で定められた科目、すなわち学校で習う科目は全て規制の対象になったと言える。そしてこの規制に反して課外教習を行ったものには 6 カ月以下の懲役または 100 万ウォン以下の罰金との罰則が課された。つまり 1981 年からは塾や家庭教師においては、小中高の在校生に対して、学校教育に含まれる科目について私教育を提供することができなくなった。

なお 1989 年には私教育に対する規制が若干緩和された。「私設講習所法」の改正趣旨では、「1980 年 7 月 30 日教育改革の一環で実施された課外禁止措置が、学習不振学生に対する学習補充と個人別・能力別の多様な学習欲求を充足させることの制約要因になるため、措置を一部緩和して学生の学習機会を拡大する」とされ、法律の名称も「学院の設立・運営に関する法律」と変更された。ここでの重要な緩和点は 2 点である。第一は小中高校生の私教育は文教科長官が定めた期間内（原則的には学校の長期休暇中）には認められるようになったこと、また大学生が課外教習を行うことが認められたことである。つまり休暇時ではない時期における在校生に対する私教育や、プロ教師が私教育を提供することは依然として禁止されたが、全面的な禁止からは大きく規制が緩和された。そして 1990 年代の中盤からは禁止されていた私教育も順次認められるようになり、実質的には一部を除いて私教育を制限なく受けられるようになった。

しかし原則的には法律で規制されてきた私教育に 2000 年に大きな転機が訪れた。これは憲法裁判所で 2000 年 4 月 27 日に、課外教習を原則的に禁止している条項およびその違反行為に対する処罰条項が違憲であると判断されたことである。違憲とされた理由は以下のとおりである。まず両親は憲法の規定により、子どもの教育に関して全般的な計画を立てて、自身の人生観、社会観、教育観により子どもの教育を自由に形成する権利（教育権）を持ち、両親の教育権は他の教育の主体との関係で原則的な優位を持つ。さらに憲法 31 条 1 項は「すべての国民は能力により均等に教育を受ける権利を持つ」と規定し、国民の教育を受ける権利を保障している。ただし同条 6 項は「学校教育及び生涯教育を含んだ教育制度とその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は法律に定める」として学校教育に関する国家の権限と責務を規定して、学校制度に関する包括的な規律権限と学校教育の責任を与えている。つまり学校教育に関する限り、国家は両親の教育権から独立した独自の教育権限を与えられている。よって学校外での教育領域では原則的に両親の教育権が優位を占めるものの、塾など個人的に行う教育の領域に関する限り、社会が自浄能力を顕著に喪失し、国家がやむなく介入しないわけにはいかない実情である。以上の理由か

ら「学院の設立・運営に関する法律」の第3条、すなわち「課外教習を行うことはできない。ただし、次の各号の1に該当する場合にはその限りではない。1. 学院または教習所で技術・芸能または大統領令が定める科目に関する知識を教習する場合、2. 学院で高等学校・大学またはこれに準ずる学校への入学のために学力認定に関する検定を受ける目的で学習する受験準備生に教習する場合、3. 大学・教育大学・師範大学・専門大学・放送通信大学・開放大学・技術大学または個別法律によって設立された大学およびこれに準ずる学校に在籍中の学生(大学院生を含む)が教習する場合」との条文によって、塾など個人的に行う教育での加熱競争による父兄の経済的負担を減らすことは正当な公益と言える。しかし法3条は基本的に保障される行為に対し、原則的に禁止して例外的に許可する形式を取っているなか、立法目的達成の側面で見ると、禁止範囲に含める不可避性がない行為の類型を広範囲に含めている点で、立法者が選択した規制手段は立法目的の達成のための最小限の避けられない手段とは言えない。また法3条の規制は、私的な教育の領域で両親と子どもの基本権に対する重大な侵害という個人的な次元を超えて、国家を文化的に貧しくさせ、文化の貧困は究極的には社会的、経済的な後進性につながる。よって法3条が実現しようとする立法目的の実現効果に対し疑問の余地があるとともに、法3条により発生する基本権制限の効果および文化国家実現に対する不利な効果が顕著である。つまり法3条は制限を通じて得られる公益的成果と制限が招く効果が合理的な比例関係を顕著に逸脱して、法益の均衡性を備えられずにいる⁵。以上の理由により「学院の設立・運営に関する法律」の第3条は違憲とされた。そしてこの判決の結果、2001年4月7日に「学院の設立・運営に関する法律」が改正され、第3条が完全に削除され、この結果、名実ともに私教育が完全に解禁された。

なおイジョンジェ・チャンヒョミン(2008)は、私教育対策を、①入試競争除去型、②私教育規制型、③公教育充実型、④私教育提供型に分類している。このうち②の私教育規制型はここまでで説明した。そこで①、③、④についても以下で簡単に説明する。まず①の入試競争除去型である。これは大きく入試改革と高校平準化である。1968年にまず中学校の無試験入学制度が実施された。これは中学校への進学機会の拡大に寄与したが、高校の入試加熱につながり、中学生に対する私教育が過熱した⁶。そこで次なる入試改革である高校平準化が行われた。高校平準化は名門高校への進学競争をなくし、過度な塾通いなど中学生の負担を軽減することを目的に導入され、1974年にソウル市と釜山市で始まり、順次全国に広がった。小都市や農村地域の高校は制度を導入するか否かを選択できたが、主要都市は制度の導入が要求された⁷。なお高校平準化のもとでは、各高校が生徒を選択するのではなく、入学試験に合格した生徒が、学区単位で行われる抽選で各高校に振り分けられる⁸。つまり高校入試は存在するものの、各学校が学生の選択権を行使するための試験ではなく、あくまでも高校の授業を受けるレベルに達している生徒を選別する試験である。よって名門校に入学するための私教育が必要なくなることを政府は期待した。なお韓国の高校平準化は私立高校も含まれているため、かつて日本の一部地域で同様の制度が導入さ

れた際に見られた、優秀な生徒が私立高校へ集中するという状況は起こっていない。しかしこのような高校平準化については、第 1 節で示したように、過去の研究によって私教育が過熱する要因とされており、やはり期待された効果は得られていないと考えられる。

次に、③公教育充実型であるが、イジョンジェ・チャンヒョミン (2008) によれば、1997 年 5 月 12 日に公表された「過熱課外緩和及び課外費軽減対策」では、従来の私教育問題を規制等により直接的に解決する方法から、私教育の需要を誘発する多様な要因に接近し間接的に解決する方法に改められた。そして要因の一つである公教育の質低下に対処するために、公教育の充実が図られるようになった。また 2000 年 6 月の「過熱課外予防及び公教育充実方案」、2004 年 2 月の「公教育正常化を通じた私教育費軽減対策」、2007 年 3 月の「私教育の実態及び対策」、直近の「私教育費軽減対策」と、公教育の充実が柱として盛り込まれることとなった。さらに④の私教育提供型は、放課後学校、EBS (Educational Broadcasting System) など政府が私教育を提供するものである。これは 2004 年の「公教育正常化を通じた私教育費軽減対策」により本格化しており、EBS については、2004 年から修学能力専門サイトである EBSi、そして 2007 年には英語教育専門サイト EBS_e が始まった。

このように私教育対策は、1968 年の中学校無試験入学制度、1974 年の高校平準化を皮切りに、1980 年の 7.30 教育改革措置による私教育の直接規制へと強化され、近年は私教育の一因とされる公教育の質低下対策、政府による私教育提供と形を変えてきた。しかし結局のところ私教育費の負担は軽減できるどころか、逆に高まり続けているなど、あまり成功しているようには見られない。そこで次節ではそれを確認するため、韓国における私教育負担の推移と日本との比較を試みる。

第 3 節 私教育の負担

まずは韓国で私教育が家計及び生徒に与える負担について確認する。第一は家計に与える負担である。6~19 歳の子どもが一人いる世帯における⁹、可処分所得に占める教育費の割合 (以下「教育費比率」とする) を見ると、2009 年で 14.3%であるが、この数字は一貫して上昇しており、ここ 20 年間で負担が倍以上になっている (図 1)。そして教育費の中でも、私教育費¹⁰が可処分所得の 7.9%を占めており、これも一貫して高まっている。これは子どもが一人の世帯における数値であるが、世帯に子どもが一人とは限らないため、子どもが複数いる世帯の教育費比率も見ると、2009 年には子ども 2 人で 17.7%、子ども 3 人で 20.0%である。また子どもがいる世帯全体では 16.2%で、うち補習教育のための費用が 10.9%を占めている。

この比率が高いのか否かを判断するには日本との比較が有効であるが、日本の公表資料からは上記の数値と比較し得る数値が得られない。そこで別の数値で比較する。教育費負担について日韓比較を行う際には、内閣府の「平成 17 年版国民生活白書」の分析が手掛かりとなる。同白書では、子どもが一人いる世帯における教育費の 2001~2003 年の平均値を

算出している。また消費支出の総額額と平均消費性向も出しているので、これら数値から日本の教育費比率を計算することができ、6～11歳で1.9%、12～14歳で5.5%、15～18歳で7.7%との数値が得られた。一方、韓国における2003年の数値を見ると、6～11歳が10.2%、12～14歳が11.6%、15～17歳が14.5%である¹¹。そしてここからは、子ども一人にかかる教育費比率は、小学生で5倍、中学生、高校生でも2倍ほど高いと言える。また国民生活白書によると、日本の教育費の大半は授業料が占めているが、韓国では教育費のかなりの部分を私教育費が占めている。つまり韓国では私教育を受けるため、教育費負担が高いと言えることができる。

また一人当たりの私教育費の比較も可能である。韓国の小中高校生の一人当たりの私教育費は、「私教育費調査」で把握できる。この調査で把握される私教育費には、いわゆる習い事も含まれているが、ここでは一般教科を学ぶための私教育に限定する。2009年における1人当たりの私教育費を円に換算すると、小学生は17万円、中学生は23万4千円、高校生は17万8千円である¹²。これに対応する日本の数字は「子どもの学習費調査」から把握が可能である。韓国の私教育費には、「家庭教師費等」と「学習塾費」の合計が対応するが、2008年では小学生が6万6千円、中学生が21万7千円、高校生が9万2千円である。よって中学生は日韓ほぼ同額であるが、総じて韓国の一人当たりの私教育費が高い。なお日韓では所得に差があるので、単純な比較で見ると韓国における家計の負担は大きい。

第4節 私教育費を決定する要因

本節では一般系高校¹³に通う高校生（以下「高校生」とする）の私教育費を決定する要因について検証する。

（1）データ

本分析で使用するデータは統計庁が実施している「私教育費調査」における2007～2009年の3年間の個票データである。この調査は2007年から実施され、2007年には全国の小中高272校、1,038学級の約34,000名の父母が対象とされ、私教育費の支出規模や私教育の種類等を把握した。サンプルは、地域規模、学校級（小学校、中学校、一般高校、専門高校）を考慮して学校を抽出され、学年別に一学級が標本としてさらに抽出され、その生徒の父母に調査票を配布・回収している。また2008年と2009年は1,012校の約44,000名の父母が対象となった。本分析ではこの中で高校生を持つ父母による71,883サンプルの回答を使用した。被説明変数としては、年間の私教育費を利用した。「私教育費調査」では3～5月、7～9月の各月の私教育費を把握しているが、「家計動向調査」の私教育費の動きから調査対象ではない月の私教育費を推計して、年間の私教育費を出している。また説明変数として、高校生の性別ダミー、居住地域ダミー（①ソウル市、②広域市、③中小都市、④邑面地域）、父の学歴ダミー（①中卒以下、②高卒、③大卒以上）、世帯月平均所得¹⁴ダミー（①100万ウォン以下、②100～199万ウォン、③200～299万ウォン、④300～399万ウ

オン、⑤400～499万ウォン、⑥500～599万ウォン、⑦600～699万ウォン、⑧700万ウォン以上)、調査年ダミー(①2007年、②2008年、③2009年)を選択した。被説明変数及び説明変数の要約統計量は(表1)のとおりである。

(2) モデル

分析方法としてはトービット・モデルを用いた。これは被説明変数がゼロ以下にはならない、つまり私教育費の分布はゼロで切断されているからである。この場合、通常の最小二乗法で推計すると、誤差項が正規分布せず推計パラメータにバイアスをもたらす¹⁵。これを解決する方法がトービット・モデルによる推計である。トービット・モデルは以下のよう

$$y_i^* = x_i\beta + u_i$$

$$y_i = y_i^* \quad \text{if } y_i^* > 0$$

$$y_i = 0 \quad \text{if } y_i^* \leq 0$$

ここで、添え字*i*は各高校生を表すインデックスである。また*y**は潜在変数、*y*は被説明変数すなわち私教育費、 β は推定する係数のベクトル、*x*は説明変数のベクトルであり、高校生の性別ダミー、居住地ダミー、父の学歴ダミー、世帯税込月平均所得ダミー、調査年ダミーで構成される。*u*は誤差項であり、期待値はゼロと仮定される。

(3) 推計結果

トービット・モデルで推計した各説明変数の限界効果は(表2)のとおりである。まず高校生の性別ダミーであるが、女性に対する私教育支出が男性を若干ではあるが上回る結果となった。つまり儒教の影響を受けた国でかつて見られた男性に対してより多くの教育投資を行うとの結果は見られなかった。次に居住地ダミーである。これはソウル市に居住する高校生の年間私教育費に対して広域市や中小都市の私教育費が、それぞれ119万ウォン、133万ウォン低いとの結果が得られた。さらに邑面においては差が拡大し197万ウォンになる。これは塾や家庭教師など私教育の供給がソウルに集中していることを示唆する結果と言える。また父親の学歴ダミーである。父親が中卒である高校生と比較して、父親が高卒である高校生は30万ウォンほど年間の私教育費支出が多いが、大卒になると104万ウォン高くなる。つまり父親の学歴が高まるほど、高校生より投資する傾向にあることが分かる。さらに世帯の月平均所得ダミーである。月平均の所得が100万ウォン以下の世帯に対して、100～199万ウォンの世帯の高校生一人に対する年間私教育支出は84万ウォン高まる。しかし200～299万ウォンになるとこれが181万ウォンに跳ね上がり、その後も世帯月平均所得の高まりとともに、私教育費の支出も高まる傾向が見られ、700万ウォン以上の

世帯では 100 万ウォン以下の世帯と比較して、子ども一人に対する毎年の私教育費の出費が 564 万ウォン高まる結果が得られた。なお調査年ダミーを見ると、2007 年に比較して、2008 年は 36 万ウォン、2009 年は 33 万ウォン一人当たりの私教育費が増えている。

以上の結果から言えることは以下のとおりである。第一は世帯の月平均所得が私教育費に大きく関係することである。700 万ウォン以上の世帯では 100 万ウォン以下の世帯と比較して、高校生一人に対する毎年の私教育費の出費が 600 万ウォン近く高まる結果が得られるなど、世帯所得が私教育費に決定的な影響を与えることが明らかになった。そしてこれは高校生一人当たりの私教育費がゼロである世帯が、月平均所得が低い世帯で多いことを示唆する結果である。実際に世帯月平均所得階級別に私教育を受けていない高校生の比率を見ると、世帯の月平均所得が 100 万ウォン以下の場合、75.1%が私教育を受けておらず、100～199 万ウォンの世帯の高校生も 62.7%と半分以上が私教育を受けていない(表 3)。そして次に居住地も大きな影響を与え、ソウル市に住んでいる高校生に比較して、邑面に住んでいる高校生に支出される私教育費は、他の事情を一定とすれば 386 万ウォンほど低い。そして居住地域別に私教育を受けていない高校生の比率を見ると、ソウル市では 24.3%と低い数値であるが、邑面地域では 63.3%と著しく高くなっている(表 4)。このように、高校生の私教育費については、世帯所得の影響が大きく、居住地域も影響が少なくないことが分かった。

第 5 節 結論

本稿では私教育費がどのような要因で決定されるのかとの分析を行い、それに先立って韓国の私教育対策がどのような歴史をたどってきたか整理し、私教育費がどの程度家計を圧迫しているか明らかにした。まず私教育対策は、1980 年の 7.30 教育改革措置により、本格的に私教育に対する規制がかけられるようになったが、2000 年に私教育に対する規制が憲法違反と判断されたことで、直接規制は行われなくなった。そして近年は、私教育が過熱した要因とされる、学校教育の質の低下に対応して、その充実が対策の柱となった。また政府が私教育を提供する試みも始まってはいるが、私教育費は増加する一方であり、あまり効果が出ていないと言える。また教育費の家計への負担は私教育費を中心に年々大きくなっている。そして日本との比較では韓国の教育費負担が私教育のために高くなっていることが分かった。さらに私教育費がどのような要因で決定されるのか高校生について分析した結果、世帯の所得が与える影響が大きく、また居住地域が与える影響も少なくないことが明らかとなった。子どもにかかる私教育費が世帯の所得によって左右されるという事実は韓国では大きな意味を持つ。第 1 節でも示したように、韓国では学校教育の質が高くないとした研究が多く、私教育がこれを補う役割を担っていると考えられる。よって私教育を十分に受けられるか否かが、序列の高い大学に入れるか、またひいては経済的、社会的な成功につながる可能性がある。つまり私教育を通じて世代を超えて社会階層や格差が固定化される可能性がある。

ただしこの結果が正しいか否かは、韓国ではコンセンサスが成立しているとは言えない関係、つまり私教育が大学入試にプラスの影響を与えるとの関係について明らかにする必要がある。この関係についてコンセンサスが得られる研究を行うことが、私教育を通じて世代を超えて社会階層や格差が固定化されるとの結論を得るための残された課題である。

<参考文献>

(日本語文献)

- 有田伸 (2006) 『韓国の教育と社会階層』 東京大学出版社。
- 小塩隆士 (2002) 『教育の経済分析』 日本評論社。
- 小塩隆士 (2003) 『教育を経済学で考える』 日本評論社。
- 北村行伸 (2009) 『ミクロ計量経済学入門』 日本評論社。
- Kim, Taejong (2007) 「韓国における学校の質と塾需要」『教育の政治経済分析』 中神康博・Taejong Kim 編著 シーエーピー出版, pp.187-204。
- Kim, Taejong, Ju-Ho Lee and Young Lee (2007) 「混合 vs. 選抜：韓国の高等学校の学業成績をめぐる」『教育の政治経済分析』 中神康博・Taejong Kim 編著 シーエーピー出版, pp.163-186。

(韓国語文献)

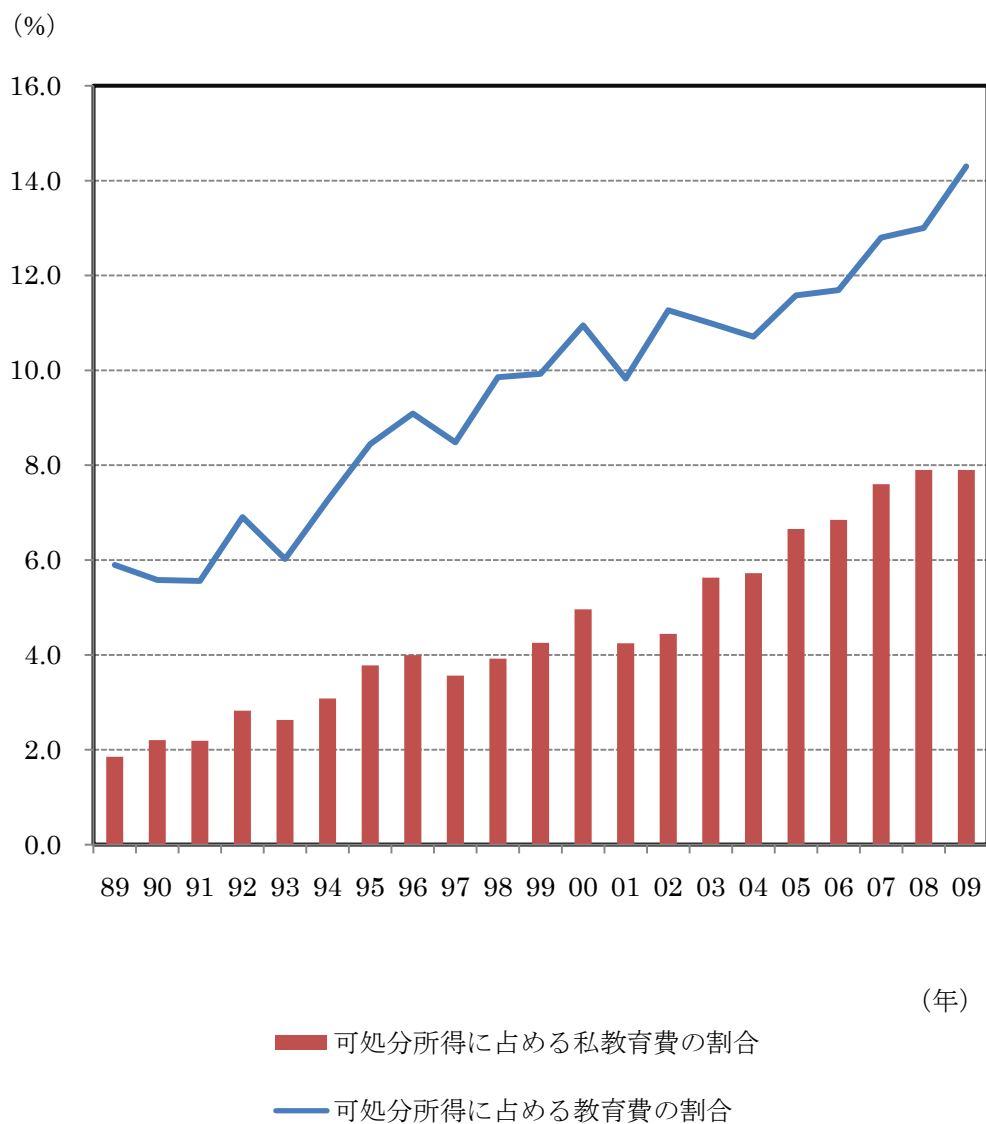
- キムミラン (2005) 「教育生産関数の推定」 第 1 次韓国教育雇用パネル学術大会論文集 韓国職業能力開発院, pp.401-415。
- キムチョンジャ[김청자](2001) 「과외수업이 학교 학습에 미치는 영향에 관한 연구 [課外授業が学校の学習に与える影響に関する研究]」 『청소년학 연구[青少年学研究]』 第 8 卷第 2 号 韓国青少年学会, pp.61-89。
- パクサンジン・チョンソンソク・ヤンソンガン[박상진・정성석・양성관](2005) 「과외가 학습성취에 미치는 영향 분석 [課外が学習成就度に与える影響分析]」 第 1 次韓国教育雇用パネル学術大会論文集 韓国職業能力開発院, pp.483-519。
- ユンジョンヒョク[윤종혁](2003) 『고교 평준화 정책의 적합성 연구 [高校平準化政策の適合性研究]』 韓国教育開発院。
- イジョンジェ・チャンヒョミン[이종재・장효민] (2008) 「사교육 대책의 유형에 관한 분석적 연구 [私教育対策の類型に関する分析的研究]」 『아시아교육연구[アジア教育研究]』 第 9 卷第 4 号 ソウル大学教育研究所, pp.173-200。
- チェヒョンジェ[최형재](2007) 『사교육의 대학진학에 대한 효과 [私教育の大学進学に対する効果]』 韓国労働研究院。
- 韓国教育開發院 (1981) 『過熱課外解消対策』。

(英語文献)

- Kang, Changhui (2005) "The More The Better? The Effect of Private Educational Expenditures on Academic Performance: Evidence from Exogenous Variation in Birth Order"
- Kim, Sunwoong (2002) "Secondary School Equalization Policies in South Korea", Working paper , KDI School of Policy and management.
- Kim, Sunwoong, Ju-Ho Lee (2002) "Secondary School Equalization Policies in South Korea", KDI School of Public Policy and Management.

<図表>

(図1) 可処分所得に占める教育費及び私教育費の割合



(出所) 統計庁「家計動向調査」個票を特別集計することにより作成。

(表1) 要約統計量

変数名	平均	標準偏差
年間私教育費支出 (万ウォン)	270.8	351.1
高校生の性別ダミー	0.492	0.500
居住地ダミー (ソウル市ダミー)	0.163	0.370
(広域市ダミー)	0.294	0.456
(中小都市ダミー)	0.378	0.485
(邑面ダミー)	0.164	0.371
父親の学歴ダミー (中卒以下)	0.076	0.265
(高卒)	0.431	0.495
(大卒以上)	0.457	0.498
世帯月平均所得ダミー (100万ウォン以下)	0.053	0.224
(100～199万ウォン)	0.154	0.360
(200～299万ウォン)	0.230	0.421
(300～399万ウォン)	0.219	0.413
(400～499万ウォン)	0.141	0.348
(500～599万ウォン)	0.090	0.286
(600～699万ウォン)	0.044	0.204
(700万ウォン以上)	0.071	0.256
調査年ダミー (2007年)	0.246	0.431
(2008年)	0.252	0.434
(2009年)	0.501	0.500

(出所) 統計庁「私教育費調査」2007年調査～2009年調査の個票データにより作成。

(表2) トービット・モデルの推計結果

		限界効果	標準誤差
高校生の性別ダミー (女性=1)		12.8**	2.224
居住地ダミー 【ソウル市】	広域市	-119.0**	2.920
	中小都市	-133.4**	2.955
	邑面地域	-196.8**	2.525
父の学歴ダミー 【中卒以下】	高卒	30.3**	4.275
	大卒以上	104.8**	4.469
世帯月平均所得ダミー 【100万ウォン未満】	100～199万ウォン	84.1**	7.440
	200～299万ウォン	181.1**	7.614
	300～399万ウォン	259.8**	8.117
	400～499万ウォン	335.5**	9.199
	500～599万ウォン	402.0**	10.259
	600～699万ウォン	472.0**	12.081
	700万ウォン以上	564.0**	11.239
調査年ダミー 【2007年】	2008年	35.8**	3.271
	2009年	33.3**	2.754
サンプル数	71,883		
LR Chi2	18,868		
Prob > Chi2	0.0000		

(出所) 統計庁「私教育費調査」2007年調査～2009年調査の個票データにより作成。

(注) 1)*は10%有意。**は5%有意。

2)被説明変数の単位は1万ウォンである。

(表3) 世帯月平均所得階級別に見た私教育を受けていない高校生の比率

(%)

世帯月平均所得	私教育非参加率
100万ウォン以下	75.1
100～199万ウォン	62.7
200～299万ウォン	47.9
300～399万ウォン	36.3
400～499万ウォン	28.8
500～599万ウォン	23.8
600～699万ウォン	19.7
700万ウォン以上	17.6

(出所) 統計庁「私教育費調査」個票データの特別集計により作成。

(注) 1)一般高校の高校生の数値。

2)私教育費がゼロである場合私教育に非参加と見なした。

(表4) 居住地域別に見た私教育を受けていない高校生の比率

(%)

居住地域	私教育非参加率
ソウル市	24.3
広域市	38.4
中小都市	40.2
邑面地域	63.3

(出所) (注) とも (表3) と同じ。

<注>

1 2001年の数値は、教育科学技術部(2009)「私教育費軽減対策」1ページ、2010年の数値は統計庁(2010)「2010年私教育費調査結果」3ページによる。

2 成績が下位の生徒にとってはより成績が落ちるリスクがある。

3 有田(2006)による。

4 課外教育と私教育は概ね同じ意味で捉えてよい。

5 以上は「学院の設立・運用に関する法律第22条第1項第1号等違憲提請、学院の設立・運用に関する法律第3条違憲確認」憲法裁判所(2000.4.27)の決定要旨により記述した。

6 イジョンジェ・チャンヒョミン(2008)による。

7 Kim(2002)による。

8 なおソウル市の場合、まずソウル市全体から行きたい高校を2つ選択する(第一段階)。そして自分の居住地が含まれる学校群(ソウル全体で11群ある)から2校選択する(第二段階)。第一段階では定員の20%が抽選で配分され、第二段階では40%がやはり抽選で配分される。第二段階までに決まらない場合は、第三段階として隣接学校群も含めた広域学校群の高校のどこかに抽選で配分される。

9 通常は集計データで比較することが多いが、集計データでは高齢者世帯など子育てとは直接関係ない世帯、子どもがいない世帯が含まれるため、教育費の負担が過小に算出される。また子どもがいる世帯も、その数によって負担に違いが見られる。そこで同じ条件での比較を行うため、子どもが一人いる世帯に限

定した。

¹⁰ 「家計動向調査」では私教育費に相当する費用は補充教育費と称されている。しかし本稿では私教育費との呼び方に統一する。

¹¹ 韓国の「家計動向調査」は、2002年まで都市居住世帯のみ対象としていたため、2003年以前は全国のデータが入手できない。よって韓国は2003年単年の調査のみ用いた。この数字は特別集計による。

¹² 「私教育費調査」の数値は特別集計による。

¹³ 高校には一般系高校と実業高校があり、一般系高校は日本の普通高校と同じである。

¹⁴ 税込所得である。

¹⁵ 北村（2009）の151ページにより記述した。